

令和 8 年 度

秋田県職員（産業技術センター研究員）

募 集 要 項

令和 8 年 9 月
秋 田 県

○受付期間

令和8年9月18日(金)午前8時30分～10月19日(月)午後5時まで

○申込方法

インターネット(電子申請)により申し込んでください。

以下のURLから「秋田県電子申請・届出サービスのご案内」にアクセスし、
申込手続きを行ってください。

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/99437>

詳しくは、募集要項の3～4ページをご覧ください。

インターネットによる申込みができない方は、10月13日(火)午後5時までに
下記の問合せ先に連絡してください。

受験申込先

問合せ先



秋田県産業労働部 産業政策課 総務チーム

(秋田県庁第二庁舎 3階)

所在地 〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号

電 話 018-860-2211 (直通)

1 採用職種、採用予定人員及び職務内容

採用職種	募集区分	採用予定人員	職務内容
研究職	電気電子工学技術 研究員	1 名	産業技術センターに勤務し、研究開発及び県内の企業指導に従事します。 ①電気回路設計に関する研究開発 ・ワイヤレス給電技術の開発 ・モータユニットの評価・最適制御技術の開発 ②電波、電気信号の計測・評価技術に関する研究開発 ・電磁ノイズや電気信号の計測、評価技術に関する研究 ③県内企業への電気回路設計、電波、電気信号計測・評価技術に関する技術支援
	機能性材料等技術 研究員	2 名	産業技術センターに勤務し、研究開発及び県内の企業指導に従事します。 ①機能性材料の合成、製造に関する研究開発 ・電気磁気材料・光学材料・機械材料等の合成、燃料電池等の製造に関する研究開発 ②県内企業への各種材料の合成及び製造に関する技術支援

2 受験資格

昭和 57 年 4 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日までに生まれた者で、修士以上の学位を取得している者、令和 9 年 3 月 31 日までに当該学位を取得する見込みの者又は当該学位と同等の研究実績を有する者に限ります。

◆ 次のいずれかに該当する者は受験できません。

(1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に該当する者

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・秋田県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 現に秋田県職員である者

(3) 外国籍の者のうち就職が制限される在留資格のもの（ただし、採用予定日までに就職できる在留資格に変更見込みの者は除きます。）

◆ 外国籍の人は、採用後、担当できる職務などに制限があります。

(1) 外国籍の職員は、公権力の行使（行政処分（行為）や事実行為により、県民等の権利義務に影響を与えること。）に携わる職務は担当できません。

(2) 外国籍の職員は、公の意思の形成への参画に携わる職（原則として本庁の課長級以上及び地方機関の長）に就くことはできません。

※ 試験方法、試験問題は日本国籍を有する方と同一です。

3 資格調査

受験資格の有無、提出書類記載事項の真否等について行います。

なお、提出書類記載事項等に虚偽の申告があった場合には、採用されないことがあります。

4 試験の種目、内容及び実施時期

(1) 第1次試験

試験種目	内 容	実 施 時 期
書類審査	選考委員会を開催し、受験申込みの際に提出していただく書類の内容を審査した上で、合否を決定します。	令和8年10月下旬

(2) 第2次試験

試験種目	内 容	実 施 時 期
口述試験	専門知識及び人物についての個別面接による試験を行います。	令和8年11月30日(月) (秋田市内の会場にて、口述試験を行います。)

5 合格者の発表

第1次試験(書類審査)合格発表	令和8年11月上旬	合否は、書面により通知します。
第2次試験(口述試験)合格発表	令和8年12月	
最終合格発表	令和9年 1月	合格者には書面で通知します。

6 合格してから採用まで

最終合格者は、原則として令和9年4月1日付けで採用します。

ただし、2 受験資格に定める要件に該当する見込みの者は、要件を満たすことを確認してからの採用となります。

7 勤務条件

(1) 給与

ア 初任給(令和8年4月1日現在)は、原則として修士課程修了者で秋田県研究職給料表2級17号給月額284,141円が、博士課程修了者で2級33号給月額315,488円が支給されます。このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

なお、初任給は、秋田県条例及び関係規則に基づいて、学歴、学位、前歴等を勘案し決定されます。

イ 昇給は、原則として毎年1回行われます。

(2) 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。

(3) 休暇

年間20日(採用年は15日)の年次休暇や病気休暇、ボランティア休暇・結婚休暇・出産休暇・家族看護等休暇、夏季休暇などの特別休暇、介護休暇があります。

(4) 福利厚生

県内約190か所のホテル、旅館などが指定保養所として認定されており、職員とその家族が利用する場合に、宿泊料金の助成が受けられます。

8 受験手続及び受付期間

(1) 申込手続

電子申請となります。パソコン又はスマートフォンで、インターネットから申し込んでください。

ア 申込み

「秋田県職員（産業技術センター研究員）の募集」（<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/99437>）に記載されている内容を確認し、同ページ内の電子申請サービス（受験申込ページ）にアクセスしてください。

その後、電子申請サービスのアカウント登録を行い、完了したらログインの上、画面上の受験申込フォームに入力し、申込内容に間違いがないか確認して送信してください。

申込を行うと、申込完了通知メールが自動配信されます。アカウントを登録しただけでは、受験申込は完了していませんので、ご注意ください。

（注）1～2日経っても申込完了通知メールが届かない場合は、受験申込受付期間内に速やかにお問い合わせください。

イ 受験申込フォームの入力要領

- ① 必要箇所に漏れなく入力し、該当する事項を選択（チェック）してください。
- ② 最近6か月以内に撮影した本人の写真（上半身、正面向、無帽、無背景、縦横比おおむね4：3（サイズは問わない））の画像ファイル（JPG、JPEG又はPNG形式）を添付してください。
- ③ 主な研究歴や技術経歴を入力していただく項目がありますので、提出書類作成要領を確認のうえ作成し、ファイル（Excelファイル又はPDF形式）を添付してください。

なお、データでの添付が困難な場合は、受験申込問合せ先（秋田県産業労働部 産業政策課 総務チーム）に連絡をお願いします。

（注）使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いませんので、時間に余裕を持って申請するとともに、受験申込が受付されたことを申込完了メールにより必ず確認してください。

(2) 受付期間

令和8年9月18日（金）午前8時30分から 令和8年10月19日（月）午後5時まで
--

(3) その他

第2次試験の詳細は書類審査の合格者にお知らせしますが、申込時に入力のあったEメールアドレスあてにメールをお送りする場合があります。

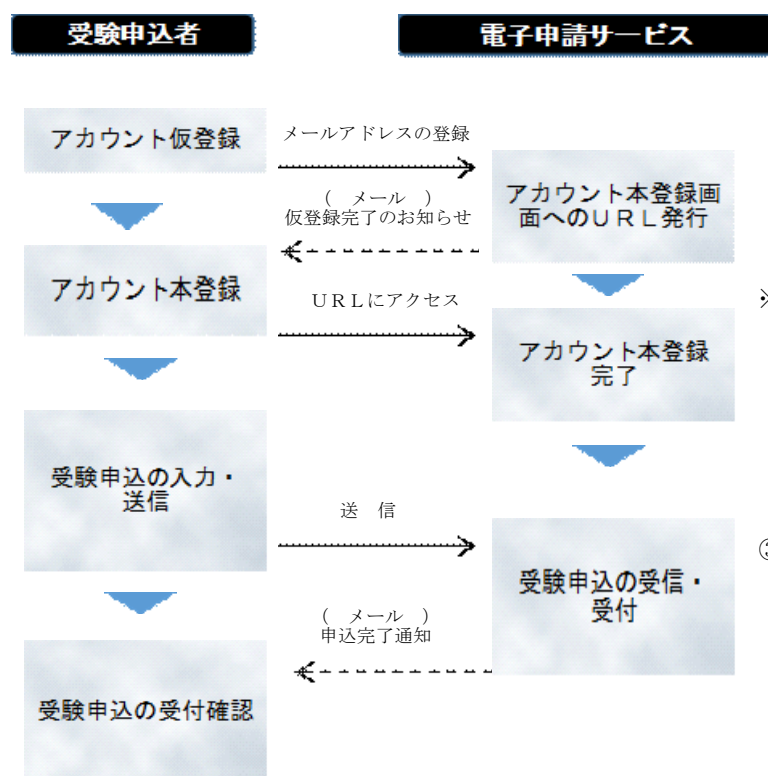
なお、可否判定理由の問合せには応じられません。また、提出書類等は、可否にかかわらず返却しません。

◎インターネット（電子申請）による受験申込の流れ

①受験申込受付開始後、次の URL を通じて、電子申請サービスにアクセスし、アカウント登録をします。
<http://www.pref.akita.lg/pages/archive/99437>

②続いて、電子申請サービスにログインし、受験申込フォームに必要項目を入力します。入力が完了したら、内容に間違いがないか確認して送信します。

④申込完了通知メールにより、受験申込が受付されたことを確認してください。



※**注意** アカウント登録を
 だけでは、受験申
 込は完了していません。
 必ず②以降の手続きも
 行ってください。

③受験申込をすると、申
 請者に申込完了通知メ
 ールが送信されます。